医薬品インタビューフォーム

日本病院薬剤師会の IF 記載要領 2013 に準拠して作成

緑内障・高眼圧症治療剤

チモロール点眼液 0.25% 「杏林」 チモロール点眼液 0.5% 「杏林」

TIMOLOL Ophthalmic Solution "KYORIN" (チモロールマレイン酸塩点眼液)

剤 形	水性点眼剤
製剤の規制区分	該当しない
規格・含量	チモロール点眼液 0.25%「杏林」: 1mL 中、チモロールとして 2.5mg (日局チモロールマレイン酸塩 3.42mg) 含有 チモロール点眼液 0.5%「杏林」: 1mL 中、チモロールとして 5.0mg (日局チモロールマレイン酸塩 6.83mg) 含有
一 般 名	和名: チモロールマレイン酸塩(JAN) 洋名: Timolol Maleate(JAN)
製 造 販 売 承 認 年 月 日 薬価基準収載・発売年月日	製造販売承認年月日:2017年 6月29日 (販売名変更による) 薬価基準収載年月日:2018年 6月15日 (販売名変更による) 発 売 年 月 日:1997年 7月11日
開発・製造販売(輸入)・ 提携・販売会社名	製造販売元:キョーリンリメディオ株式会社 販売元:杏林製薬株式会社
医薬情報担当者の連絡先	
問い合わせ窓口	キョーリンリメディオ株式会社 学術部 TEL: 0120-960189 FAX: 0120-189099 受付時間: 9 時~17 時(土、日、祝日、その他当社の休業日を除く) 医療関係者向けホームページ http://www.kyorin-rmd.co.jp/

本 IF は 2018 年 11 月改訂の添付文書の記載に基づき改訂した。

最新の添付文書情報は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ http://www.pmda.go.jp/ にてご確認下さい。

IF利用の手引きの概要

-日本病院薬剤師会-

1. 医薬品インタビューフォーム作成の経緯

医療用医薬品の基本的な要約情報として医療用医薬品添付文書(以下、添付文書と略す)がある。 医療現場で医師・薬剤師等の医療従事者が日常業務に必要な医薬品の適正使用情報を活用する際に は、添付文書に記載された情報を裏付ける更に詳細な情報が必要な場合がある。

医療現場では、当該医薬品について製薬企業の医薬情報担当者等に情報の追加請求や質疑をして情報を補完して対処してきている。この際に必要な情報を網羅的に入手するための情報リストとしてインタビューフォームが誕生した。

昭和 63 年に日本病院薬剤師会(以下、日病薬と略す)学術第2小委員会が「医薬品インタビューフォーム」(以下、IFと略す)の位置付け並びにIF記載様式を策定した。その後、医療従事者向け並びに患者向け医薬品情報ニーズの変化を受けて、平成 10 年 9 月に日病薬学術第3小委員会においてIF記載要領の改訂が行われた。

更に 10 年が経過し、医薬品情報の創り手である製薬企業、使い手である医療現場の薬剤師、双方にとって薬事・医療環境は大きく変化したことを受けて、平成 20 年 9 月に日病薬医薬情報委員会において新たな I F記載要領 2008 が策定された。

IF記載要領 2008 では、IFを紙媒体の冊子として提供する方式から、PDF等の電磁的データとして提供すること (e-IF) が原則となった。この変更にあわせて、添付文書において「効能・効果の追加」、「警告・禁忌・重要な基本的注意の改訂」などの改訂があった場合に、改訂の根拠データを追加した最新版のe-IFが提供されることとなった。

最新版のe-IFは、(独) 医薬品医療機器総合機構のホームページ(http://www.pmda.go.jp/)から一括して入手可能となっている。日本病院薬剤師会では、e-IFを掲載する医薬品情報提供ホームページが公的サイトであることに配慮して、薬価基準収載にあわせてe-IFの情報を検討する組織を設置して、個々の IF が添付文書を補完する適正使用情報として適切か審査・検討することとした。

2008年より年4回のインタビューフォーム検討会を開催した中で指摘してきた事項を再評価し、製薬企業にとっても、医師・薬剤師等にとっても、効率の良い情報源とすることを考えた。そこで今般、IF 記載要領の一部改訂を行い IF 記載要領 2013 として公表する運びとなった。

2. IFとは

IFは「添付文書等の情報を補完し、薬剤師等の医療従事者にとって日常業務に必要な、医薬品の品質管理のための情報、処方設計のための情報、調剤のための情報、医薬品の適正使用のための情報、薬学的な患者ケアのための情報等が集約された総合的な個別の医薬品解説書として、日病薬が記載要領を策定し、薬剤師等のために当該医薬品の製薬企業に作成及び提供を依頼している学術資料」と位置付けられる。

ただし、薬事法・製薬企業機密等に関わるもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師 自らが評価・判断・提供すべき事項等はIFの記載事項とはならない。言い換えると、製薬企業から 提供されたIFは、薬剤師自らが評価・判断・臨床適応するとともに、必要な補完をするものという 認識を持つことを前提としている。

[IFの様式]

- ①規格はA4判、横書きとし、原則として9ポイント以上の字体(図表は除く)で記載し、一色刷りとする。ただし、添付文書で赤枠・赤字を用いた場合には、電子媒体ではこれに従うものとする。
- ② I F 記載要領に基づき作成し、各項目名はゴシック体で記載する。
- ③表紙の記載は統一し、表紙に続けて日病薬作成の「IF利用の手引きの概要」の全文を記載するものとし、2頁にまとめる。

[IFの作成]

- ① I F は原則として製剤の投与経路別(内用剤、注射剤、外用剤)に作成される。
- ②IFに記載する項目及び配列は日病薬が策定したIF記載要領に準拠する。
- ③添付文書の内容を補完するとの I F の主旨に沿って必要な情報が記載される。
- ④製薬企業の機密等に関するもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師をはじめ医療従 事者自らが評価・判断・提供すべき事項については記載されない。
- ⑤「医薬品インタビューフォーム記載要領 2013」(以下、「IF記載要領 2013」と略す)により作成されたIFは、電子媒体での提供を基本とし、必要に応じて薬剤師が電子媒体(PDF)から印刷して使用する。企業での製本は必須ではない。

[IFの発行]

- ①「IF記載要領 2013」は、平成 25 年 10 月以降に承認された新医薬品から適用となる。
- ②上記以外の医薬品については、「IF記載要領 2013」による作成・提供は強制されるものではない。
- ③使用上の注意の改訂、再審査結果又は再評価結果(臨床再評価)が公表された時点並びに適応症の 拡大等がなされ、記載すべき内容が大きく変わった場合には I F が改訂される。

3. IFの利用にあたって

「IF記載要領 2013」においては、PDFファイルによる電子媒体での提供を基本としている。情報を利用する薬剤師は、電子媒体から印刷して利用することが原則である。

電子媒体のIFについては、医薬品医療機器総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載場所が設定されている。

製薬企業は「医薬品インタビューフォーム作成の手引き」に従って作成・提供するが、IFの原点を踏まえ、医療現場に不足している情報やIF作成時に記載し難い情報等については製薬企業のMR等へのインタビューにより薬剤師等自らが内容を充実させ、IFの利用性を高める必要がある。また、随時改訂される使用上の注意等に関する事項に関しては、IFが改訂されるまでの間は、当該医薬品の製薬企業が提供する添付文書やお知らせ文書等、あるいは医薬品医療機器情報配信サービス等により薬剤師等自らが整備するとともに、IFの使用にあたっては、最新の添付文書を医薬品医療機器情報提供ホームページで確認する。

なお、適正使用や安全性の確保の点から記載されている「臨床成績」や「主な外国での発売状況」 に関する項目等は承認事項に関わることがあり、その取扱いには十分留意すべきである。

4. 利用に際しての留意点

IFを薬剤師等の日常業務において欠かすことができない医薬品情報源として活用して頂きたい。しかし、薬事法や医療用医薬品プロモーションコード等による規制により、製薬企業が医薬品情報として提供できる範囲には自ずと限界がある。IFは日病薬の記載要領を受けて、当該医薬品の製薬企業が作成・提供するものであることから、記載・表現には制約を受けざるを得ないことを認識しておかなければならない。

また製薬企業は、IFがあくまでも添付文書を補完する情報資材であり、インターネットでの公開等も踏まえ、薬事法上の広告規制に抵触しないよう留意し作成されていることを理解して情報を活用する必要がある。 (2013 年 4 月改訂)

目 次

Ι.	概	要に関する項目1	VII.			11
		開発の経緯1		1.	血中濃度の推移・測定法	11
	2.	製品の治療学的・製剤学的特性1		2.	薬物速度論的パラメータ	11
				3.	吸収	11
π	4	称に関する項目2		4.	分布	12
ш.		販売名			代謝	
					排泄	
		一般名 ····································			トランスポーターに関する情報	
					透析等による除去率	
		分子式及び分子量2				
		化学名(命名法)2		بہ	3人性/ /	
		慣用名、別名、略号、記号番号2	VIII .		そ全性(使用上の注意等)に関する項目…	
	7.	CAS 登録番号 2			警告内容とその理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
					禁忌内容とその理由(原則禁忌を含む)…	
Ш.	有	効成分に関する項目3		3.	効能又は効果に関連する使用上の注意	
	1.	物理化学的性質 3			その理由	
	2.	有効成分の各種条件下における安定性…3		4.	用法及び用量に関連する使用上の注意	
		有効成分の確認試験法 3			その理由	
		有効成分の定量法 3			慎重投与内容とその理由	
		,		6.	重要な基本的注意とその理由及び処置力	
π,	4 11	刘师明十万万口			法	
IV .		剤に関する項目4			相互作用	
		剤形4			副作用	
		製剤の組成			高齢者への投与	
		用時溶解して使用する製剤の調製法4			. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与	
		懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意4			. 小児等への投与	
		製剤の各種条件下における安定性 5			. 臨床検査結果に及ぼす影響	
		溶解後の安定性 6		13	. 過量投与	17
		他剤との配合変化(物理化学的変化) 6		14	. 適用上の注意	17
		溶出性6		15	. その他の注意	18
		生物学的試験法6		16	. その他	18
		製剤中の有効成分の確認試験法 6				
		製剤中の有効成分の定量法 6	IX	=1	臨床試験に関する項目	10
		力価6	1/4.		- 薬理試験	
		混入する可能性のある夾雑物6			毒性試験	
	14.	注意が必要な容器・外観が特殊な容器に		۷.	毋注的微	19
		関する情報6				
		刺激性 6	Χ.	. 管	音理的事項に関する項目	
	16.	その他7		1.	規制区分	
				2.	有効期間又は使用期限	
v	治	療に関する項目8			貯法•保存条件	
•		効能又は効果8		4.	薬剤取扱い上の注意点	20
		用法及び用量8		5.	承認条件等	20
		臨床成績		6.	包装	20
	٦.			7.	容器の材質	20
	_			8.	同一成分•同効薬	20
VI.		効薬理に関する項目9		9.	国際誕生年月日	20
	1.	薬理学的に関連ある化合物又は化合物群			. 製造販売承認年月日及び承認番号	
		9			. 薬価基準収載年月日	
	2.	薬理作用 9		-		_

12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容・・・・・21 13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容・・・・・21 14. 再審査期間・・・・・21 15. 投薬期間制限医薬品に関する情報・・・21 16. 各種コード・・・・・21 17. 保険給付上の注意・・・・22
XI. 文献 23 1. 引用文献 23 2. その他の参考文献 23
XII. 参考資料
XIII. 備考

I. 概要に関する項目

1. 開発の経緯

「ファルチモ点眼液 0.25」及び「ファルチモ点眼液 0.5」は、後発医薬品と して薬発第698号(昭和55年5月30日)に基づき、規格及び試験方法を設定、 加速試験、生物学的同等性試験を行い承認申請し、1996年12月に承認を取 得、1997年7月に発売に至った。

その後、2018年6月に「チモロール点眼液 0.25%「杏林」」及び「チモロール 点眼液 0.5%「杏林」」に名称変更した。

剤学的特性

2. 製品の治療学的・製 ■ 重大な副作用として、眼類天疱瘡、気管支痙攣、呼吸困難、呼吸不全、心ブ ロック、うつ血性心不全、脳虚血、心停止、脳血管障害、全身性エリテマト ーデスが報告されている。

> (本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していな _\)

Ⅱ. 名称に関する項目

1. 販売名

(1) 和名

チモロール点眼液 0.25%「杏林」 チモロール点眼液 0.5%「杏林」

(2) 洋名

TIMOLOL Ophthalmic Solution 0.25% "KYORIN" TIMOLOL Ophthalmic Solution 0.5% "KYORIN"

(3) 名称の由来

成分の一般名に由来する。

2. 一般名

(1) 和名(命名法)

チモロールマレイン酸塩(JAN)

(2) 洋名 (命名法)

Timolol Maleate(JAN)
Timolol(INN)

(3) ステム

 β -アドレナリン受容体拮抗薬:-olol

3. 構造式又は示性式

4. 分子式及び分子量

分子式: $C_{13}H_{24}N_4O_3S \cdot C_4H_4O_4$

分子量: 432.49

5. 化学名(命名法)

(2S)-1-[(1, 1-Dimethylethyl)amino]-3-(4-morpholin-4-yl-1, 2, 5-thiadiazol-3-yloxy)propan-2-ol monomaleate(IUPAC)

6. 慣用名、別名、略号、 記号番号

特になし

7. CAS 登録番号

26921-17-5 (Timolol Maleate) 91524-16-2 (Timolol)

Ⅲ. 有効成分に関する項目

1. 物理化学的性質

(1) 外観・性状

白色~微黄白色の結晶性の粉末である。

(2) 溶解性

酢酸(100)に溶けやすく、水又はエタノール(99.5)にやや溶けやすい。 0.1mol/L 塩酸試液に溶ける。

(3) 吸湿性

該当資料なし

(4) 融点 (分解点)、沸 → 融点:約197℃ (分解) 点、凝固点

(5) 酸塩基解離定数

該当資料なし

(6) 分配係数

該当資料なし

値

(7) その他の主な示性 | 旋光度 [α] ²⁰ : −5.7~−6.2°

(乾燥後、1.25g、1mol/L 塩酸試液、25mL、100mm)

pH: 本品 1.0g を水 20mL に溶かした液の pH は 3.8~4.3 である。

2. 有効成分の各種条件 下における安定性

該当資料なし

3. 有効成分の確認試験 法

日本薬局方「チモロールマレイン酸塩」の確認試験による。

- (1)紫外可視吸光度測定法
- (2) 赤外吸収スペクトル測定法(臭化カリウム錠剤法)
- (3) 過マンガン酸カリウム試液による色の消失

4. 有効成分の定量法

日本薬局方「チモロールマレイン酸塩」の定量法による。 電位差滴定法 (0.1mol/L 過塩素酸で滴定)

1. 剤形

(1) 投与経路

点眼

(2) 剤形の区別、外観及 び性状

剤形:水性点眼剤

性状:無色~微黄色澄明、無菌製剤

(3) 製剤の物性

該当資料なし

(4) 識別コード

チモロール点眼液 0.25% 「杏林」: PH003 チモロール点眼液 0.5%「杏林」: PH004

(5) pH、浸透圧比、粘度、 pH: 6.5~7.5 比重、安定な pH 域 |

浸透圧比:約1(生理食塩液に対する比)

(6) 無菌の有無

本剤は無菌製剤である。

2. 製剤の組成

分) の含量

(1) 有効成分 (活性成 | チモロール点眼液 0.25% 「杏林」:

1mL 中、チモロールとして 2.5mg (日局チモロールマレイン酸塩 3.42mg) 含有

チモロール点眼液 0.5%「杏林」:

1mL 中、チモロールとして 5.0mg (日局チモロールマレイン酸塩 6.83mg) 含有

(2) 添加物

リン酸水素ナトリウム水和物、リン酸二水素ナトリウム、ベンザルコニウム 塩化物、pH 調節剤

(3) 添付溶解液の組成 │該当しない 及び容量

3. 用時溶解して使用す る製剤の調製法

該当しない

4. 懸濁剤、乳剤の分散 | 該当しない 性に対する注意

5. 製剤の各種条件下に おける安定性 1)

【加速試験】

<保存条件>

 $40\pm1^{\circ}$ C、 $75\pm5\%$ RH

<試験検体>

ポリプロピレン製の褐色点眼容器、ポリエチレン製中栓及びポリプロピレン製キャップ、紙箱

<試験項目及び規格>

試験項目	規 格
性状	無色~微黄色澄明な水性点眼液
На	6.5~7.5
浸透圧比	約1 (0.9%生理食塩水に対する比)
日局製剤総則、点眼剤の項により試験を行うとき、	
不溶性異物	れに適合する。
無菌試験	日局一般試験法、無菌試験法のメンブランフィルター
無 困 武 阙 	法により試験を行うとき、これに適合する。
定量	含量:93.0~107.0%

<試験結果>

[チモロール点眼液 0.25%「杏林」]

試験項目	開始時	2ヵ月後	4ヵ月後	6ヵ月後
性状	適	適	適	適
pH*	6. 75	6.78	6. 75	6. 74
浸透圧比*	1.02	1.02	1.03	1. 03
不溶性異物	適	適	適	適
無菌試験	(-)			(-)
定量(含量)*	100.5%	100.8%	101.3%	102.7%

(-):菌の発育を認めず

*1ロットn=3の3ロットの平均値

[チモロール点眼液 0.5%「杏林」]

試験項目	開始時	2ヵ月後	4ヵ月後	6ヵ月後
性状	適	適	適	適
pH*	6.82	6.84	6.82	6. 81
浸透圧比*	1.00	1.01	1.02	1. 03
不溶性異物	適	適	適	適
無菌試験	(-)			(-)
定量(含量)*	100.8%	100.6%	100.8%	102.1%

(-):菌の発育を認めず

*1ロットn=3の3ロットの平均値

6. 溶解後の安定性

該当しない

7. 他剤との配合変化 (物理化学的変化)

該当資料なし

8. 溶出性

該当しない

9. 生物学的試験法

該当しない

10. 製剤中の有効成分の 確認試験法

- (1) 呈色反応
- (2)紫外可視吸光度測定法
- **11. 製剤中の有効成分の |** 液体クロマトグラフィー 定量法

12. 力価

該当しない

13. 混入する可能性のあ る夾雑物

該当資料なし

14. 注意が必要な容器・ 外観が特殊な容器に 関する情報

特になし

15. 刺激性 2),3)

【眼粘膜刺激性試験】

チモロール点眼液 0.25%「杏林」投与群、チモロール点眼液 0.25%「杏林」 基剤投与群及び標準製剤(点眼剤、0.25%)投与群の計3群を設け、各群に は総無作為化法により9匹を割り付け、各被験物質を点眼用容器より1滴 (約30 µ L) 右眼結膜嚢内に投与した。左眼は対照として無菌生理食塩液30 μLをマイクロピペットを用いて点眼した。投与は 30 分毎に 16 回行い、 投与期間は1日とした。投与24、48、72、96及び168時間後に角膜、虹彩 及び結膜について、スリットランプを用いて観察した。発現した障害は Draize 法の基準により判定・評価した。

その結果、チモロール点眼液 0.25%「杏林」投与群及び標準製剤投与群は観 察期間を通じて眼粘膜刺激性は全く認められず、いずれも無刺激物と判定 された。チモロール点眼液 0.25%「杏林」基剤投与群においても 1 例の 24 時間後に評点1の結膜発赤が観察されたのみで、無刺激物と判定された。 以上の結果より、チモロール点眼液 0.25%「杏林」は標準製剤と同様、ウサ

ギ眼粘膜に対する刺激性はないものと結論された。

同様にチモロール点眼液 0.5%「杏林」についても眼粘膜刺激性試験を実施 したところ、チモロール点眼液 0.5%「杏林」は標準製剤(点眼剤、0.5%)と 同様、ウサギ眼粘膜に対する刺激性はないものと結論された。

16. その他

特になし

V. 治療に関する項目

1. 効能又は効果

緑内障、高眼圧症

2. 用法及び用量

通常、0.25%製剤を1回1滴、1日2回点眼する。

なお、十分な効果が得られない場合は0.5%製剤を用いて1回1滴、1日2

回点眼する。

3. 臨床成績

(1) 臨床データパッケ │該当資料なし ージ

(2) 臨床効果

該当資料なし

(3) 臨床薬理試験

該当資料なし

(4) 探索的試験

該当資料なし

(5) 検証的試験

1) 無作為化並行用量 │該当資料なし 反応試験

2) 比較試験

該当資料なし

3) 安全性試験

該当資料なし

4) 患者・病態別試験

該当資料なし

(6) 治療的使用

1) 使用成績調査・特定 | 該当資料なし 使用成績調査(特別 調査)・製造販売後 臨床試験(市販後臨 床試験)

2) 承認条件として実 | 該当しない 施予定の内容又は 実施した試験の概 要

VI. 薬効薬理に関する項目

 薬理学的に関連ある 化合物又は化合物群 カルテオロール塩酸塩、ベタキソロール塩酸塩

- 2. 薬理作用
- (1) 作用部位・作用機序

作用部位:眼

(2) 薬効を裏付ける試 験成績⁴⁾

【生物学的同等性試験】

水負荷眼圧上昇に対する抑制作用(ウサギ)

ウサギに水を負荷(経口投与)した直後に、チモロール点眼液 0.25%「杏林」及び標準製剤 (点眼剤、0.25%)、対照群としてチモロール点眼液 0.25%「杏林」基剤及び生理食塩液を、それぞれ $100\,\mu$ L(チモロールとして 0.25mg) 点眼し、点眼直後、20、60 及び 120 分に眼圧を測定した。得られた眼圧の平均値を Student の t 検定もしくは Aspin-Welch の t 検定にて統計解析を行った結果、本剤及び標準製剤の眼圧は両対照群と比較して有意な低値を示し、明らかな眼圧上昇抑制作用が認められ、また両製剤間において有意な差はなく、生物学的な同等性が確認された。

投与薬剤(100 μ L)		眼圧	(mmHg)	
(チモロールとして	投与0分	投与 20 分	投与 60 分	投与 120 分
0.25mg)	12 7 9 23	12 7 20 73	12 7 00 73	120 93
生理食塩液	23.4 ± 3.4	34.5 ± 4.2	28.3 ± 3.1	25.5 ± 3.6
(対照群)	20.4-0.4	34. 3 - 4. 2	20. 5 - 5. 1	20.0 - 5.0
チモロール点眼液				
0.25%「杏林」基剤	19.8 \pm 0.8	30.9 ± 1.9	28.9 ± 2.4	23.6 ± 1.0
(対照群)				
チモロール点眼液	10 0 1 0	00 1 1 0 0	00 0 + 0 0	00 0 1 0
0.25%「杏林」	18.3 ± 3.8	23.1 ± 0.9	23.9 ± 2.8	20.0 ± 1.8
標準製剤	10 C±9 E	00 1 1 0	00 0 40 0	10 0 1 0
(点眼剤、0.25%)	19.6 \pm 2.5	23.1 ± 2.8	22.3 ± 2.8	18.9 ± 1.9

(平均值 ± 標準誤差、n=8)

また、チモロール点眼液 0.5%「杏林」及び標準製剤(点眼剤、0.5%)についても同様の試験を行った結果、本剤及び標準製剤は対照群と比較して有意な眼圧上昇の抑制を示し、また両製剤間において有意な差は認められなかったことより、生物学的な同等性が確認された。

VI. 薬効薬理に関する項目

投与薬剤(100 μ L)		眼圧	(mmHg)	
(チモロールとして	投与0分	投与 20 分	投与 60 分	投与 120 分
0.5mg)	以子 リカ	汉子 20 刀	汉子 00 万	汉子 120 万
生理食塩液	10 0 + 1 2	22 0 + 2 7	26 0 + 2 2	20 4 + 1 2
(対照群)	19.9 ± 1.3	32.8 ± 2.7	26.8 ± 2.2	20.4 ± 1.3
チモロール点眼液				
0.5%「杏林」基剤	20.3 \pm 1.0	31.3 ± 2.0	24.6 ± 1.2	20.6 \pm 1.4
(対照群)				
チモロール点眼液	10 0 1 0	94.049.6	00 6±0 1	20 6 1 4
0.5%「杏林」	19.0 ± 1.9	24.0 ± 2.6	20.6 ± 2.1	20.6 ± 1.4
標準製剤	20 0 12 6	00 1 1 1 0	00 1 1 1 0	00 440 7
(点眼剤、0.5%)	20.8 ± 3.6	23.1 ± 1.9	22.1 ± 1.2	22.4 ± 2.7

(平均値±標準誤差、n=8)

(3) 作用発現時間・持続 該当資料なし 時間

Ⅷ. 薬物動態に関する項目

1. 血中濃度の推移・測 定法	
だ仏 (1) 治療上有効な血中 濃度	該当資料なし
(2) 最高血中濃度到達 時間	該当資料なし
(3) 臨床試験で確認された血中濃度	該当資料なし
(4) 中毒域	該当資料なし
(5) 食事・併用薬の影響	WⅢ. 安全性(使用上の注意等)に関する項目、7. 相互作用の項を参照
(6) 母集団(ポピュレー ション)解析により 判明した薬物体内 動態変動要因	該当資料なし
2. 薬物速度論的パラメ 一タ	
(1) 解析方法	該当資料なし
(2) 吸収速度定数	該当資料なし
(2) 吸収速度定数(3) バイオアベイラビ リティ	該当資料なし 該当資料なし
(3) バイオアベイラビ	
(3) バイオアベイラビ リティ	該当資料なし
(3) バイオアベイラビ リティ (4) 消失速度定数	該当資料なし
(3) バイオアベイラビリティ(4) 消失速度定数(5) クリアランス	該当資料なし 該当資料なし 該当資料なし

Ⅷ. 薬物動態に関する項目

4. 分布

(1) 血液-脳関門通過 | 該当資料なし 性

(2) 血液一胎盤関門通 過性

┃該当資料なし

(3) 乳汁への移行性

VII. 安全性(使用上の注意等)に関する項目、10. 妊婦、産婦、授乳婦等への 投与(2)の項を参照

(4) 髄液への移行性

該当資料なし

(5) その他の組織への 移行性 5)

【生物学的同等性試験】

房水中薬物濃度推移(ウサギ)

チモロール点眼液 0.25% 「杏林」と標準製剤(点眼剤、0.25%) をそれぞれ 100 μL (チモロールとして 0.25mg) ウサギに点眼し、30、60、120 分及び 240 分後に房水中チモロール濃度を測定した結果、本剤及び標準製剤点眼 後30分にピークを示し、以後徐々に減少した。両製剤の各測定時間におけ る房水中チモロール濃度に有意差はみられず、生物学的な同等性が確認さ れた。

また、チモロール点眼液 0.5% 「杏林」と標準製剤 (点眼剤、0.5%) をクロ スオーバー法によりそれぞれ $100 \mu L$ (チモロールとして 0.5 mg) ウサギに 点眼し、30、60、120 分及び 240 分後に房水中チモロール濃度を測定した 結果、本剤及び標準製剤点眼後30分にピークを示し、以後徐々に減少した。 両製剤の各測定時間における房水中チモロール濃度に有意差はみられず、 生物学的な同等性が確認された。

5. 代謝

(1) 代謝部位及び代謝 │該当資料なし 経路

(2) 代謝に関与する酵 | 素 (CYP450 等) の 分子種

該当資料なし

(3) 初回通過効果の有 | 該当資料なし 無及びその割合

VII. 薬物動態に関する項目

(4) 代謝物の活性の有 │該当資料なし 無及び比率

(5) 活性代謝物の速度 | 該当資料なし 論的パラメータ

6. 排泄

(1) 排泄部位及び経路

該当資料なし

(2) 排泄率

該当資料なし

(3) 排泄速度

該当資料なし

7. トランスポーターに 該当資料なし 関する情報

8. 透析等による除去率 | 該当資料なし

Ⅲ. 安全性(使用上の注意等)に関する項目

1. 警告内容とその理由

該当しない

2. 禁忌内容とその理由 (原則禁忌を含む)

【禁忌(次の患者には投与しないこと)】

- 気管支喘息、又はその既往歴のある患者、気管支痙攣、重篤な慢性閉 寒性肺疾患のある患者「β-受容体遮断による気管支平滑筋収縮作用に より、喘息発作の誘発・増悪がみられるおそれがある。〕
- コントロール不十分な心不全、洞性徐脈、房室ブロック(Ⅱ、Ⅲ度)、 心原性ショックのある患者「β-受容体遮断による陰性変時・変力作用 により、これらの症状を増悪させるおそれがある。〕
- 3. 本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者
- 3. 効能又は効果に関連 する使用上の注意と その理由

該当しない

4. 用法及び用量に関連 ┃ 該当しない する使用上の注意と その理由

5. 慎重投与内容とその 理由

慎重投与(次の患者には慎重に投与すること)

- (1) 肺高血圧による右心不全のある患者 「β-受容体遮断による陰性変時・ 変力作用により、症状を増悪させるおそれがある。〕
- (2) うっ血性心不全のある患者「β-受容体遮断による陰性変時・変力作用 により、症状を増悪させるおそれがある。]
- (3) 糖尿病性ケトアシドーシス及び代謝性アシドーシスのある患者「アシ ドーシスによる心筋収縮力の抑制を増強するおそれがある。
- (4) コントロール不十分な糖尿病のある患者 [低血糖症状をマスクするこ とがあるので血糖値に注意すること。
- 6. 重要な基本的注意と その理由及び処置方 法

重要な基本的注意

- (1) 全身的に吸収される可能性があり、β-遮断剤全身投与時と同様の副作 用があらわれることがあるので、留意すること。
- (2) 縮瞳剤から本剤投与に切り替えた場合、縮瞳作用の消失に伴い、屈折 調整を必要とすることがある。また、閉塞隅角緑内障に本剤を単独使 用し眼圧上昇を来した例が報告されているので⁶⁾、閉塞隅角緑内障へ の使用に際しては縮瞳剤との併用が必要である。

Ⅷ. 安全性(使用上の注意等)に関する項目

7. 相互作用

本剤は、主として CYP2D6 によって代謝される。7)

(1) 併用禁忌とその理 由 該当しない

(2) 併用注意とその理 由

[併用注意] (併用に注:	 意すること)	
薬剤名等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子
オミデネパグ イソプ	結膜充血等の眼炎症性副	機序不明
ロピル	作用の発現頻度の上昇が	
	認められた。	
アドレナリン	散瞳作用が助長されたと	機序不明
ジピベフリン塩酸塩	の報告がある。	
カテコールアミン枯渇	交感神経系に対し、過剰	カテコールアミンの枯
剤	の抑制を来すことがあ	渇を起こす薬剤は、β-
レセルピン等	り、低血圧、徐脈を生じ、	遮断作用を相加的に増
	眩暈、失神、起立性低血	強する可能性がある。
	圧を起こすことがある。	
β-遮断剤(全身投与)	眼圧下降あるいはβ-遮	作用が相加的にあらわ
アテノロール	断剤の全身的な作用が増	れることがある。
プロプラノロール塩	強されることがある。	
酸塩		
メトプロロール酒石		
酸塩		
カルシウム拮抗剤	房室伝導障害、左室不全、	相互に作用が増強され
ベラパミル塩酸塩	低血圧を起こすおそれが	る。
ジルチアゼム塩酸塩	ある。	
ジギタリス製剤	心刺激伝導障害(徐脈、	相加的に作用(心刺激伝
ジゴキシン	房室ブロック等)があら	導抑制作用) を増強させ
ジギトキシン	われるおそれがあるの	る。
	で、心機能に注意する。	
CYP2D6 阻害作用を有す	β-遮断作用(例えば心拍	これらの薬剤は本剤の
る薬剤	数減少、徐脈)の増強が	代謝酵素である
キニジン硫酸塩水和	報告されている。	P450(CYP2D6) を阻害
物		し、本剤の血中濃度が上
選択的セロトニン再		昇する可能性がある。
取り込み阻害剤		

Ⅲ. 安全性(使用上の注意等)に関する項目

8. 副作用

(1) 副作用の概要

本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。

(2) 重大な副作用と初 期症状

重大な副作用(頻度不明)

次のような副作用があらわれることがあるので、症状があらわれた場合に は投与を中止し、適切な処置を行うこと。

- 1) **眼類天疱瘡**:結膜充血、角膜上皮障害、乾性角結膜炎、結膜萎縮、 睫毛内反、眼瞼眼球癒着等が発現することがある。
- 2) 気管支痙攣、呼吸困難、呼吸不全
- 3) 心ブロック、うっ血性心不全、脳虚血、心停止、脳血管障害
- 4) 全身性エリテマトーデス

(3) その他の副作用

その他の副作用

次のような症状又は異常があらわれた場合には、投与を中止するなど適切な処置を行うこと。

分類	副作用(頻度不明)					
眼	角膜知覚低下、複視、結膜炎(アレルギー性結膜炎を含					
	む)、結膜浮腫、眼瞼浮腫、灼熱感・かゆみ・異物感等の					
	眼刺激症状、霧視・視力低下等の視力障害、角膜炎・角					
	膜びらん・角膜上皮障害等の角膜障害、結膜充血、眼瞼					
	炎(アレルギー性眼瞼炎を含む)、眼乾燥感、眼痛、眼瞼					
	下垂、眼脂、羞明					
眼 (無水晶体眼又	眼底黄斑部に浮腫、混濁(定期的に視力測定、眼底検査					
は眼底に病変の	を行うなど観察を十分に行うこと)					
ある患者等に長						
期連用した場合)						
循環器	失神、浮腫、レイノー現象、四肢冷感、動悸、徐脈等の					
	不整脈、低血圧					
精神神経系	抑うつ、重症筋無力症の増悪、悪夢、感覚異常、頭痛、					
	めまい、不眠					
消化器	下痢、消化不良、腹痛、悪心、口渇					
その他	脱力感、耳鳴、筋肉痛、不快、胸部圧迫感、発疹、倦怠					
	感、咳					

Ⅲ. 安全性(使用上の注意等)に関する項目

(4) 項目別副作用発現 頻度及び臨床検査 值異常一覧

該当資料なし

(5) 基礎疾患、合併症、 | 該当資料なし 重症度及び手術の 有無等背景別の副 作用発現頻度

(6) 薬物アレルギーに 対する注意及び試 験法

禁忌(次の患者には投与しないこと) 本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者

9. 高齢者への投与

·般に高齢者では生理機能が低下しているので、注意すること。

10. 妊婦、産婦、授乳婦 等への投与

- (1) 妊婦又は妊娠している可能性のある婦人には治療上の有益性が危険性 を上回ると判断される場合にのみ投与すること。[妊娠中の投与に関す る安全性は確立されていない。]
- (2) 本剤投与中は授乳を中止させること。[ヒト母乳中へ移行することがあ る。〕

(参考) 器官形成期のラットに 500mg/kg/day を経口投与した試験で骨 化遅延が、マウスに 1,000mg/kg/day、ウサギに 200mg/kg/day を経口投 与した試験で死亡胎児数の増加が認められている。

11. 小児等への投与

小児等に対する安全性は確立されていない。

12. 臨床検査結果に及ぼ す影響

該当資料なし

13. 過量投与

該当資料なし

14. 適用上の注意

点眼時:

- (1) 点眼に際しては原則として患者は仰臥位をとり、患眼を開瞼させ結膜 嚢内に点眼し、1~5分間閉瞼して涙嚢部を圧迫させた後開瞼する。
- (2) 他の点眼剤と併用する場合には少なくとも 5 分間の間隔をあけて投与 すること。

Ⅷ. 安全性(使用上の注意等)に関する項目

(3) 薬液汚染防止のため、点眼のとき、容器の先端が眼やまわりの組織に 触れないように注意すること。 15. その他の注意 該当しない 16. その他 特になし

IX. 非臨床試験に関する項目

- 1. 薬理試験
- (1) 薬効薬理試験(「VI. 薬効薬理に関する 項目」参照)
- (2) 副次的薬理試験

該当資料なし

(3) 安全性薬理試験

該当資料なし

(4) その他の薬理試験

該当資料なし

2. 毒性試験

(1) 単回投与毒性試験

該当資料なし

(2) 反復投与毒性試験

該当資料なし

(3) 生殖発生毒性試験

該当資料なし

(4) その他の特殊毒性

該当資料なし

X. 管理的事項に関する項目

1. 規制区分

製剤	チモロール点眼液 0.25%「杏林」	該当しない
没 用	チモロール点眼液 0.5%「杏林」	該当しない
有効成分	チモロールマレイン酸塩	劇薬

2. 有効期間又は使用期 限

使用期限:3年(安定性試験結果に基づく1) 使用期限内であっても、開封後はなるべく速やかに使用すること。

3. 貯法・保存条件

気密容器、遮光・室温保存

4. 薬剤取扱い上の注意

(1) 薬局での取り扱い │ 特になし 上の留意点につい て

等に留意すべき必 須事項等)

(2) 薬剤交付時の取り | Ⅷ. 安全性(使用上の注意等)に関する項目、14. 適用上の注意の項を参照 扱いについて(患者 | くすりのしおり:有り

(3) 調剤時の留意点に │特になし ついて

5. 承認条件等

該当しない

6. 包装

チモロール点眼液 0.25%「杏林」:5mL×10 瓶 チモロール点眼液 0.5%「杏林」 : 5mL×10 瓶

7. 容器の材質

本体:ポリプロピレン(PP) 中栓:ポリエチレン(PE)

キャップ:ポリプロピレン(PP)

シュリンクラベル:ポリエチレンテレフタレート(PET)

8. 同一成分・同効薬

同一成分薬: チモプトール点眼液 0.25%、チモプトール点眼液 0.5%、チモ プトール XE 点眼液 0.25%、チモプトール XE 点眼液 0.5%

同 効 薬:カルテオロール塩酸塩、ベタキソロール塩酸塩

9. 国際誕生年月日

1978年8月(米国)

X. 管理的事項に関する項目

10. 製造販売承認年月日 及び承認番号

販売名	製造販売承認年月日	承認番号
チモロール点眼液 0.25%「杏林」	2017年6月29日	22900AMX00601000
チモロール点眼液 0.5%「杏林」	2017年6月29日	22900AMX00600000

(旧販売名) ファルチモ点眼液 0.25/ファルチモ点眼液 0.5 製造販売承認年月日:1996年12月19日

11. 薬価基準収載年月日

販売名	薬価基準収載年月日	
チモロール点眼液	2018年6月15日	
0.25%「杏林」	2018年 6月 15日	
チモロール点眼液	2018年6月15日	
0.5%「杏林」	2016年 0月 15日	

(旧販売名) ファルチモ点眼液 0.25/ファルチモ点眼液 0.5

薬価基準収載年月日:1997年7月11日 経過措置期限終了: 2019年3月31日

12. 効能又は効果追加、 用法及び用量変更追 加等の年月日及びそ の内容

該当しない

13. 再審査結果、再評価 | 該当しない 結果公表年月日及び その内容

14. 再審査期間

該当しない

15. 投薬期間制限医薬品 に関する情報

本剤は、投薬(あるいは投与)期間に関する制限は定められていない。

16. 各種コード

販売名	HOT (9 桁)番号	厚生労働省薬価 基準収載医薬品 コード	レセプト 電算コード
チモロール点眼液 0.25%「杏林」	102099104	1319702Q1158	620209904
チモロール点眼液 0.5%「杏林」	102105904	1319702Q2162	620210504

X. 管理的事項に関する項目

17. 保険給付上の注意	本剤は診療報酬上の後発医薬品である。

XI. 文献

1. 引用文献

- 1) キョーリンリメディオ株式会社社内資料: チモロール点眼液 0.25%「杏林」・0.5%「杏林」の安定性試験に関する資料
- 2) キョーリンリメディオ株式会社社内資料: チモロール点眼液 0.25%「杏林」の眼粘膜刺激性試験に関する資料
- 3) キョーリンリメディオ株式会社社内資料: チモロール点眼液 0.5%「杏林」の眼粘膜刺激性試験に関する資料
- 4) キョーリンリメディオ株式会社社内資料: チモロール点眼液 0.25%「杏林」・0.5%「杏林」の生物学的同等性試験に関する資料(ウサギ水負荷眼圧上昇抑制作用の検討)
- 5) キョーリンリメディオ株式会社社内資料: チモロール点眼液 0.25%「杏林」・0.5%「杏林」の生物学的同等性試験に関する資料(眼組織内移行試験)
- 6) 宇治幸隆 ほか:眼科臨床医報,74(8):1036,1980
- 7) Lennard, M. S. et al.: Br. J. Clin. Pharmacol., 27(4): 429, 1989

2. その他の参考文献

該当資料なし

Ж. 参考資料

主な外国での発売状 兄	該当しない
毎外における臨床支 _{爰情報}	該当資料なし

涎. 備考

1.	その他の関連資料	該当資料なし